

届出の方法（騒音）

届出を必要とする場合	届出の様式※	添付書類	提出期限
特定施設を設置する場合	特定施設設置届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音防止の方法 ・ 特定工場等の周辺図 ・ 工場内の特定施設の配置図 	設置工事開始の30日前まで
① 一の地域が指定地域となった際に指定地域内にその施設を設置している場合 ② 一の施設が特定施設となった際に指定地域内にその施設を設置している場合	特定施設使用届出書		指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
特定施設の種類ごとの数を変更する場合（騒音に係る特定施設では2倍以内の数に増加する場合は除く）	種類ごとの数の変更届出書	上記添付書類のうち、変更のあった事項に関するもの	当該事項の変更に係る工事開始の日 の30日前
騒音の防止の方法を変更する場合	騒音の防止の方法変更届出書		
届出を行った者の氏名、住所及び法人にあつては代表者の氏名並びに工場、事業場の名称、所在地の変更があつた場合	氏名等変更届出書	特になし	変更の日から30日以内
特定工場等に設置する特定施設をすべて廃止した場合	全廃届出書	特になし	使用廃止の日から30日以内
特定施設の全てを譲り受け又は借り受けた場合及び相続又は合併があつた場合	承継届出書	特になし	承継のあつた日から30日以内
特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合	特定建設作業実施届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設作業場所等の周辺図 ・ 特定建設作業の工程を明示した建設工事工程表 ・ 騒音防止の方法 	特定建設作業の開始日の7日前まで

※届出の様式については鳥栖市のホームページに掲載しています。

※「騒音・振動規制法の届出について」のページにリンクを掲載していますので、クリックし該当のページを開き、ご利用ください。